

令和 5 年度以降のモニタリング計画の検討

令和5年度以降のモニタリング計画（案）

令和4年度（今年度）モニタリング調査をもって、全保護林の調査が一回り（完了）となることから、令和4年度第1回保護林管理委員会において『令和5年度以降の計画（令和5年度～令和8年度計画）』について提案。 → 承認。

令和9（2026）年度の計画については、今年度調査結果を踏まえ、第2回委員会で提案することとした。

【承認された内容】

【考え方】

- ①保護対象種が「希少種」の場合（2）ウ 詳細調査（5年周期）
- ②保護対象種に過去5年間「エゾシカ食害被害」が確認された場合
（2）オ 詳細調査（5年周期）
- ③保護対象種に「自然攪乱」が確認された場合【新規】
（2）キ 次期は詳細調査（以降、再検討）
- ④保護対象種の生育が少ない場合【新規】（2）ウ 次期は詳細調査（以降、再検討）
- ⑤自然保護巡視員による巡視が実施されている場合（1）概況調査（1年周期）

【参考】保護林設定管理要領（抜粋）

第5 モニタリング

2 モニタリングは、各保護林の状況を勘案し、以下のいずれかの間隔で実施するものとする。

(1) 5年未満ごと

近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林

(2) 5年ごと

ア 遷移の途中段階にある保護林

イ 復元を行っている保護林

ウ 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林

エ 保護林外部からの影響を受けている保護林

オ 鳥獣・病害虫被害及び移入種による影響が顕著にある保護林

カ 温暖化による影響が顕著にある保護林

キ その他、短期間で大きな変化が想定される保護林

(3) 10年ごと

(1)及び(2)に該当しない保護林

3 モニタリングは、国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）策定作業の前年度までに実施するものとする。また、10年ごとのモニタリングとした場合に生ずるモニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の確認等の簡素な現況調査を行うものとする。

令和5年度以降のモニタリング計画（案）【令和9年度計画】

現行の承認済計画からの変更点【抜粋】

○（概況調査） ◎詳細調査

保護林名	令和4（2022）年度								令和9（2026）年度 計画		
	調査方法	モニタリング調査【結果】 （該当は○、該当外は「空欄」）							調査方法		変更理由
		野生鳥獣	病虫害	外来種	温暖化	自然攪乱	その他	不到達	当初	変更	
瀬戸瀬イヌエンジュ遺伝資源希少個体群保護林	○						●		○	◎	遷移が進んでおり、保護対象種が少ない。 令和9年度は「詳細調査」とする。
武利アカエゾマツ遺伝資源希少個体群保護林	○							●	○	◎	R4年度不到達のため、令9年度は「詳細調査」とする。
螺湾コオノオレ遺伝資源希少個体群保護林	○						●		○	◎	遷移が進んでおり、保護対象種が少ない。 令和9年度は「詳細調査」とする。
鳥取ヤチダモ遺伝資源希少個体群保護林	○	●							○	◎	エゾシカの食害確認。 要領（2）オ「詳細調査」
本別モンゴリナラ遺伝資源希少個体群保護林	○	●							○	◎	エゾシカの食害確認。 要領（2）オ「詳細調査」
本別アサダ遺伝資源希少個体群保護林	○	●							○	◎	エゾシカの食害確認。 要領（2）オ「詳細調査」
斗満ハリギリ遺伝資源希少個体群保護林	○	●				●			○	◎	エゾシカの食害確認及び風倒木被害あり 要領（2）オ「詳細調査」
広尾ダケカンバ遺伝資源希少個体群保護林	○						●		○	◎	その他該当のため、令9年度は「詳細調査」とする。
広尾トドマツ遺伝資源希少個体群保護林	○					●			○	◎	風倒木被害があったため、 令和9年度は「詳細調査」とする。